

ひたちなか市議会総務生活委員会

令和4年9月14日（水） 午後1時30分開議

議事堂第2，第3委員会室

【付議事件】

1 議案

議案第78号 ひたちなか市議会議員及びひたちなか市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第79号 ひたちなか市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第80号 ひたちなか市市税条例等の一部を改正する条例制定について

議案第84号 ひたちなか市デジタル同報系防災行政無線設備整備工事請負契約の締結について

議案第85号 文化会館屋上防水・外壁改修工事請負契約の締結について

議案第86号 消防ポンプ自動車購入売買契約の締結について

2 請願・陳情

請願第30号 人事委員会設置に関することについて

請願第31号 地方公務員法の服務修得に関することについて

○出席委員 7名

総務生活委員会	鈴木道生	委員長
	深谷寿一	副委員長
	宇田貴子	委員
	大内健寿	委員
	薄井宏安	委員
	加藤恭子	委員
	井坂章	委員

○欠席委員 0名

○委員外議員 1名 大谷 隆 議長

○説明のため出席した者

企画部	森 山 雄 彦	企画部長
	石 塚 正 範	情報政策課長
	武 藤 孝 幸	情報政策課長補佐兼係長
	根 笹 浩 二	情報政策課長補佐兼係長
総務部	小 倉 健	総務部長
	一 家 徹	税務事務所長兼資産税課長
	川 崎 佳 久	総務部参事兼人事課長
	西 野 浩 文	総務課長
	鈴 木 寿 和	総務課長補佐兼文書法制係長
	寺 山 幸 宏	総務課総務係長
	白 田 佳 宏	人事課長補佐兼係長
	清 水 浩 幸	人事課係長
	永 井 四十三	契約検査課長
	佐々木 稔	契約検査課長補佐兼係長
	小 室 剛	契約検査課主幹
	磯 崎 一 宏	市民税課長
	内 藤 奈 歩	市民税課長補佐兼係長
	市民生活部	白 土 光 伸
鈴 木 健 嗣		生活安全課長
祖 傳 尚 文		生活安全課長補佐（消防団担当）
永 井 慎		生活安全課係長
鬼 澤 哲 也		生涯学習課長
鈴 木 正 幸		生涯学習課長補佐兼芸術文化振興室長
	川 上 和 之	生涯学習課係長

○事務局職員出席者

議会事務局	岩 崎 龍 士	局長
	鯉 沼 光 人	次長補佐
	佐 藤 ゆかり	主幹

総務生活委員会

令和4年9月14日（水）

午後1時28分 開会

○鈴木（道）委員長 これより総務生活委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案6件、請願2件、以上8件です。

審査の進め方については、最初に議案の審査をした後、請願の審査を行います。その後、執行部から所管事項説明の申出がありますので、審査終了後に執行部の入替えを行い、説明を受けたいと思います。

以上のように委員会を進めてまいりたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 異議なしと認め、そのように進めてまいります。

最初に、議案第78号 ひたちなか市議会議員及びひたちなか市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を願います。小倉総務部長。

○小倉総務部長 それでは、議案第78号 ひたちなか市議会議員及びひたちなか市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。

○鈴木（道）委員長 着座にて説明をお願いします。

○小倉総務部長 失礼します。

最近の物価変動等に鑑みまして、公職選挙法の施行令が改正されました。国会議員の選挙における選挙運動に係る公費負担の限度額が引き上げられました。これに伴いまして、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動に係る公費負担の限度額を引き上げようとするものでございます。

具体的には、配付をしました別紙資料のほうをご覧ください。A4、1枚のこの表でございます。

表の上から、選挙運動用自動車、いわゆる選挙カーの使用についてですが、自動車借入れ、レンタル代において1日300円の引上げ、それから燃料供給、ガソリン代において1日1400円の引上げ、それから選挙運動用ビラの作成経費において1枚当たり22銭の引上げ、それから選挙運動用ポスターの作成経費において1枚当たり33円の引上げを行うものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○鈴木（道）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木(道)委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

次に、議案第79号 ひたちなか市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を願います。小倉総務部長。

○小倉総務部長 議案第79号 ひたちなか市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。着座にて失礼します。

こちらもお手元に配付しました資料をご覧いただきたいと思います。

まず、1の改正理由の部分ですが、国家公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則の改正に伴いまして、令和4年10月1日から育児休業の取得の緩和等の措置が実施されます。

地方公務員につきましても、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正をされまして、育児休業の取得回数の制限が緩和されることとなります。子の出生日から57日間以内にする育児休業とそれ以降の育児休業について、これまではそれぞれ原則1回まで取得することが可能でしたが、法律の改正により、それぞれ原則2回まで取得が可能になります。

こうした法律の改正や人事院規則の改正を踏まえまして、本市においても国と同様の措置を講じるため、市条例中、主に非常勤職員の育児休業の取得について必要な事項の改正を行おうとするものです。

下段、2の市条例の主な改正内容についてであります。

1点目は、非常勤職員における子の出生から57日以内の育児休業における取得要件の緩和であります。

非常勤職員の子の出生から57日間以内の育児休業の取得要件につきまして、子の出生日から18ヶ月まで任期が約束されている必要がありましたけれども、子の出生日の後57日目から6月を経過する日までということ、約8か月後ということになりますけれども——までに任期が終了しなければ取得が可能になるということでございます。

それから、2点目としまして、非常勤職員の子の1歳以降における育児休業の取得の柔軟化であります。

非常勤職員の子の1歳から1歳6か月の間に育児休業を取得しようとする場合、これまでは1歳到達日から連続しての取得しかできませんでした。これ、改正によりまして、配偶者が子の1歳到達日の翌日から育児休業を取得していれば、非常勤職員は1歳到達日の翌日からでなくとも育児休業を取得できるようになるということ、いわゆる夫婦交代で柔軟な育児休業の取得が可能になるということでございます。

施行日につきましては、令和4年10月1日から施行しようとするものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○鈴木(道)委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 主に非常勤職員について育児休業の取得が緩和されたということは歓迎すべきだ

と思います。これが、ただ条例上緩和されたというだけにとどまらず、実際に取得しやすくするために、本市としてどのような働きかけをされるのか伺います。

○鈴木（道）委員長 川崎総務部参事兼人事課長。

○川崎総務部参事兼人事課長 今回の改正に伴いまして、こちらの改正内容につきましては主に掲示板等において周知してまいります、やはり育児休業、正職も含めてですけれども、取得しやすいようにということで、研修等も含めてその辺の周知を図っていきたいと思います。今年度におきましても、こちらの育休を含めて、ワーク・ライフ・バランス、こういった内容を含んだ研修も予定してございますので、こういった研修も含めまして周知徹底を図っていきたいと思っております。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 先ほど夫婦交代で育児休業が取りやすくなるというようなこともありましたけれども、女性が産休、育休を取るというのは当然ながらという感じがするんですが、男性職員がどの程度、現在、育児休業を取っているのかというところは分かりますか。

○鈴木（道）委員長 川崎総務部参事兼人事課長。

○川崎総務部参事兼人事課長 男性の育児休業の取得状況ですけれども、昨年におきましては、男性職員は4名ほど新たに育児休業を取ってございます。今年度も既に6名取ってございますので、年々、やはり男性の育児休業のほうも浸透してきたと考えてございます。

また、あと会計年度につきましても、今年度、3名取っていますが、うち1名は男性職員が取ってございますので、やはり男性職員のほうにもだんだん育児休業が浸透しているかと考えてございます。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 分かりました。それで、もう1点、違う角度からの質問をさせていただきますと、非常勤の職員として育児休業を取ってまで長く働きたいという方については、会計年度任用職員というのは1年単位が基本なので、長く働きたい、働くという方についてはやっぱり常勤職員というのが当然じゃないかというふうに思うんですね。その辺りのことについての考えはいかがでしょうか。

○鈴木（道）委員長 川崎総務部参事兼人事課長。

○川崎総務部参事兼人事課長 今の会計年度制度ですけれども、やはり常勤職員がまずは基本となりまして、それを補助する意味で会計年度職員を置いてございますので、常勤職員で対応しなければならないものについては常勤職員で職員数は確保してまいりたいと考えています。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木(道)委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第80号 ひたちなか市市税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。小倉総務部長。

○小倉総務部長 それでは、議案第80号 ひたちなか市市税条例等の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。着座にて失礼します。

今回の改正は、令和4年度税制改正による地方税法の改正に伴いまして所要の改正を行おうとするものであります。

主な改正点につきまして、お配りしましたひたちなか市市税条例等の一部を改正する条例制定について、この資料ですね、2枚の資料です、これに基づいてご説明申し上げます。

まず、資料の1ページ、(1)住宅ローン控除の見直しに係る個人住民税の対応についてでございます。

こちらは、所得税において住宅ローン控除制度の見直しが行われたことに伴いまして、所得税から控除し切れなかった額がある場合には、引き続き控除限度額の範囲内において個人住民税から控除できるようにするものであります。

見直し内容といたしましては、中段、表がありますけれども、住宅ローン控除の見直しに関する財務省資料という部分です。適用年限が4年延長されまして、令和7年12月31日までに入居した方が対象となること、それから、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けた措置として、省エネ性能の高い住宅を対象に借入限度額が上乘せされること、また、控除率を現行の1%から0.7%へ変更しつつ、控除期間を現行の10年から13年へ延長するなどの改正となっております。

また、一番下の表ですけれども、個人住民税における控除限度額をご覧ください。

消費税率引上げによる需要平準化対策が終了したことから、現行、所得税の課税総所得金額の7%——最高で13万6,500円ですけれども——とされている控除限度額、これが令和4年から7年の間に入居した場合は5%、最高で9万7,500円に引き下げられることとなりました。なお、住宅ローン控除による個人住民税の減収額につきましては、地方特例交付金により全額補填されることとなっております。

次に、資料の2ページをご覧ください。

上場株式等の配当所得等に係る申告方法についてでございます。

上場株式等の配当所得及び譲渡所得につきましては、源泉徴収を選択した特定口座の場合には、その支払いを行う証券会社等が所得税及び個人住民税をあらかじめ源泉徴収するため、改めて申告する必要はありません。しかし、源泉徴収の際の税額計算では税額控除等が適用されませんので、それらを適用させたいという場合には、総合課税、または申告分離課税を選択

して申告することができます。その際に、現行制度ですと、所得税と個人住民税で異なる申告方法の選択が可能となっておりました。例えば、所得税では総合課税を、個人住民税では申告分離課税を選択するということが可能だったわけですが、今回の法改正では、所得税と個人住民税の関係性、それから公平性の観点から、所得税と個人住民税の申告方法を一致させるための所要の改正を行う内容となっております。

市税条例の主な改正点について説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○鈴木（道）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 （１）のご説明を伺っただけでは、この改正が住民にとってプラスの改正なのかマイナスの改正なのかちょっと分かりかねますので、住民にとってどうなのかという視点でもう一度詳しく説明を伺いたしたいと思います。

○鈴木（道）委員長 磯崎市民税課長。

○磯崎市民税課長 ただいまの質問にお答えします。

今回の改正におきまして、まず大きなものとしまして、１％であったのが０．７％に下がっておりますが、その分、１０年から、１０年だったものを１３年という形になっております。住民にとってどうかという話ですが、ケース・バイ・ケースなので一概にはちょっと言えない部分がありますが、今まで引き切れなかった方、１％で引き切れなかった方などは、逆に年数が増えるので、国のほうでは今まで以上に控除が大きくなるというような見立てではあります。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第８４号 ひたちなか市デジタル同報系防災行政無線設備整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を願います。白土市民生活部長。

○白土市民生活部長 議案第８４号 ひたちなか市デジタル同報系防災行政無線設備整備工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。失礼して、着座にて説明させていただきます。

契約の内容につきましては、一般競争入札によりまして、契約金額１億３千万４、７５０万円で、日立国際電気・日興システック特定建設工事共同企業体と契約を締結しようとするものであります。

工事の内容であります。市から住民等に対して即座に防災情報や行政情報を伝達する設備であります。防災行政無線を従来のアナログ方式からデジタル方式に更新する工事であります。

主な工事といたしましては、親局設備の更新、再送信子局の新設、屋外拡声子局設備の更新、デジタル式戸別受信機の設備の整備等を行うものであります。

工期につきましては、令和4年度から令和7年度までの4か年を予定しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○鈴木（道）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 ただいま工期が令和4年から令和7年ということで、長期にわたるといふふうに思うんですが、年度年度での大体の工事の進捗状況がどんな計画になっているのか伺います。

○鈴木（道）委員長 鈴木生活安全課長。

○鈴木生活安全課長 ただいまの質問にお答えします。

令和4年度に至っては、親局、再送信子局、こちらのほうの整備にかかります。5年度につきましては、屋外拡声子局、あとは戸別受信機のほうの配布等を行います。6年度、7年度につきましても同様の工事というふうな形になります。

以上です。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 戸別受信機について、デジタルの戸別受信機に替わっていくタイミングは、いつどのような形でデジタルに替わっていくのか教えてください。

○鈴木（道）委員長 鈴木生活安全課長。

○鈴木生活安全課長 工事が完了した7年以降に、デジタル受信機については配布予定となっております。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 7年度以降にどんどんデジタルの戸別受信機に替わっていくという理解でしょうか。

○鈴木（道）委員長 鈴木生活安全課長。

○鈴木生活安全課長 戸別受信機につきましては、実際に今、古いアナログ型の戸別受信機、こちらのほうが同時並行するような形で今使用できるような仕様になっております。ですので、新規になっても、新しいものを即座に全世帯に分けるといふような配布の方法はいたしておりません。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 ちょっとなかなか理解が難しいんですが、この議案書の中の何ページか、ページ数が書いていないんですが、4番の戸別受信機設備のところ、戸別受信機は1万5,500台ということになっていきますので、これは全然世帯数に足りないわけですね。この辺りの関係というんですか、世帯数とデジタルの戸別受信機との関係について伺います。

○鈴木（道）委員長 白土市民生活部長。

○白土市民生活部長 戸別受信機のデジタル化につきましては、この工事で全ての、今6万世

帯以上に戸別受信機を配布しておりますけども、全て更新するというものではございません。この工事で、屋外の子局についてはデジタル波を使いますけども、屋内の戸別受信機については、従来のアナログを使用して受信できるような併用の形で行ってまいります。今後、新たに転入される方、もしくは従来の、今使っているものが故障して交換をしてほしいというような、そういった方に対しましては、デジタル化の機器を渡して受信していくような形になります。将来的には、アナログの機器をなくして、デジタル化の機器で受信できるような体制を取っていくという、そういう流れにしております。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 そうしますと、この戸別受信機1万5,500台の算定根拠というのはどういうことになるのでしょうか。

○鈴木（道）委員長 鈴木生活安全課長。

○鈴木生活安全課長 一応、算定根拠につきましては、まずは公共施設、避難所等に500台を配布予定です。それと、1年間当たり大体今新規の受信子局の配布が1,000台を見込んでおりますので、7年間で7,000台。それと、ハザードエリア住民に対して配布できる、もしくは避難行動支援者等についても配布できるような措置で配布の方法を考えているところです。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 この関係は分かりました。

入札についてなんですけども、この契約の入札が、応札したのが1社だというふうに聞いておまして、この入札の状況について伺います。

○鈴木（道）委員長 永井契約検査課長。

○永井契約検査課長 今回、入札につきましては、応札が1社という状況でございました。入札の競争性という部分で考えてみますが、まず入札の条件となります一般競争入札における公告の作成、こちらに当たりましては、地元関連業者の施工技術の向上及び受注機会の拡大、こちらに配慮しながら、競争性の確保と契約の適正履行を保持するために、事業所の規模や技術力、地域性などを考慮した上で、審査会にて公告のほうを協議決定してきたところでございます。この段階で、ひたちなか市に登録している業者、名簿がございますが、こちらでおおむね8JV程度の参加が可能であろうと見込んでいたところでございます。

市としましては、競争ができる環境を確保した上での入札となっておりますので、結果として1社であったとしても、入札の時点では他社との競争を想定しておりましたので、競争性は働いたものと認識しております。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 分かりました。結果的に1社しか応札しなかったもので、1社で入札をした、その企業が落札したということで理解いたしました。

この会社が本社が水戸ということなんですけども、先ほどの課長のお話でも、地元の企業ということも条件に入っていたかと思うんですが、その辺りのところをもう一度ご説明お願いし

ます。

○鈴木（道）委員長 永井契約検査課長。

○永井契約検査課長 今回、JVによる入札ということで、JVの代表構成員につきましては、県内から広く入札できる形になっております。一方、その他の構成員、今回、代表構成員とも一つの構成員でのJVを想定しておりますが、その他の構成員につきましては、市内に本店または営業所を置く事業所ということで条件をつけさせていただいております。今回その他の構成員で落札した事業所につきましては、本社につきましては東京にございますが、茨城事業所が枝川に所在しております。情報通信関連の工事でも50年の実績を持つ業者であり、その他の構成員として参加しているところでございます。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 分かりました。そうすると、日興システックさんが茨城事業所が枝川にあるということになるかと思うんですが、この頂いているナンバー1の資料を見ますと、契約者の出資比率が日興システックさんは30%であると。日立国際電気さんが70%ということで、30%の出資比率だということなんですが、防災関係で戸別受信機も全家庭に入っていく——全家庭ということではなかった、1万5,500ということなんですが、防災関係ということで、今後、本当に身近な業者が何かのときにすぐに駆けつけて修理したり状況を見たりということが必要になってくるというふうに思うんですが、この日興システックさんがずっと継続して、工事が終わった後もいろんなメンテナンスとかというところまで関わってきていただけるということなんでしょうか。

○鈴木（道）委員長 永井生活安全課係長。

○永井生活安全課係長 まず、戸別受信機等の整備につきましては、基本的に今後の契約等になってまいりますので、そこについてははっきり明言できるところはございませんけれど、当然、今回、工事に関わることがございますので、きちんとした技術をもって対応いただきたいというふうには考えてございます。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 防災関係のことなので、地元の企業との関係というのは本当に大事になってくると思いますので、そののところをしっかりと重視してやっていっていただきたいと思います。お願いします。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ありませんか。大内（健）委員。

○大内（健）委員 戸別受信機の件で質問させていただきます。

先ほどの説明で、デジタルの戸別受信機、アナログ形式のデジタル受信機、2つのものが、デジタルとアナログが混在するような形で数年は市内に行き渡るという話なんですけど、デジタルの受信機とアナログの受信機での性能的な違いとか、そういった格差が生じるのかどうか、このご説明をお願いします。

○鈴木（道）委員長 鈴木生活安全課長。

○鈴木生活安全課長 今、現段階では、性能的な規格上では同等のものと考えています。ただ

し、これからデジタル化になるに当たっては拡張したサービスもできるような形になるかと思
いますので、その辺も含めると、アナログがなくなったときに、やはりデジタル機器のほうも
それと同時に導入していかなきゃならないなというふうに考えております。

○鈴木（道）委員長 大内（健）委員。

○大内（健）委員 では、最終的には全家庭にデジタルの受信機が行き渡るという認識でよろ
しいのでしょうか。

○鈴木（道）委員長 鈴木生活安全課長。

○鈴木生活安全課長 ただいまの質問にお答えします。

実際に昨年度もさせていただいていましたけども、行政無線に関しては、ワンオペレーショ
ン化ということで、機器のほうの改修をしております。これに当たっては、安全・安心メール
であるとか情報の方法の多重化という形で制度を設計しております。現在は、安全・安心メー
ル、そしてツイッター、さらにLINE、あとはヤフーアプリ、これらの登録があります。こ
れらの中で、ヤフー登録アプリについては、ひたちなか市の登録として3万6,000人、そ
れとツイッターについてはフォロワーが1万1,300人、それと安全・安心メールにつきま
しては、こちらは6,000人の登録があります。これらの情報を多重化した中で、戸別受信
機の配布についても今後検討していくというふうに考えております。

○鈴木（道）委員長 大内（健）委員。

○大内（健）委員 そうすると、今の説明ですと、様々なツールがたくさんあるので、デジタ
ルの受信機を全家庭に全て行き渡すというような考えではないという認識で構わないでしょ
うか。

○鈴木（道）委員長 鈴木生活安全課長。

○鈴木生活安全課長 はい、そのように考えています。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ございますか。深谷委員。

○深谷委員 今のとちょっと関連すると思うので、一応、仕様は決まっているということで、
戸別受信機とさっきのデジタル機器のいろんなのと、戸別受信機も、恐らく議会とか、これま
でもいろんな機能が他市とかで、今はラジオがついているとか、いろいろこれまでも提案をさ
れたと思うんですけども、今回の場合の仕様を見ると従来のものと同じで、違うツールを使う
ということなんでしょうけど、その際にそういうものもいろいろ検討されたかどうかのところ
をちょっとお伺いしたいと思います。

○鈴木（道）委員長 永井生活安全課係長。

○永井生活安全課係長 ご質問の点にお答えいたします。

実際にこの防災行政無線のデジタル化をするに当たって、幾つか方法のほうは検討させてい
ただいてございます。具体的に申し上げますと、今回採用している方式が60メガヘルツのQ
PSK方式というものを取り入れてございますけれど、そのほか60メガヘルツの16QAM
方式、あとはポケベル電波を使った280メガヘルツの方式等も検討してございます。もろも
ろ検討させていただきました結果、今回の方式が一番金額的にもひたちなか市にとって適正な

ものであると判断して、こちらの方式を採用させていただいております。

○鈴木（道）委員長 深谷委員。

○深谷委員 もろもろいろいろやっていただいたというところで、これまでこちらからいろいろ提案したところの例えばラジオとか、何かそういうのを具体的にその中に考慮されたのかなという、結構いろいろ、さっきの震災後ということであったと思うんですけど、その辺をちょっと具体的に、出ていたかどうかでも構いませんから、お願いします。

○鈴木（道）委員長 永井生活安全課係長。

○永井生活安全課係長 コミュニティラジオのことかということ認識してよろしいでしょうか。恐れ入ります。そちらにつきましても検討はさせていただいたんですけど、やはり私どもひたちなか市のほうでは、戸別受信機のほうを広く既に配布させていただいております、そちらを継続的に使用できるというところを主眼に置かせていただいております。選定のほうはさせていただいたところでございます。

○鈴木（道）委員長 深谷委員。

○深谷委員 分かりました。近隣の日立市とかいろいろ、今そういう逆のほうの（聴取不能）も入っているというのもあると思うんですけど……。

○鈴木（道）委員長 マイクをオンにして。

○深谷委員 その辺は仕様が決まったということなんでしょうから、その辺の今後選択するときに、実際にひたちなか市のという結論に至ったということがなかなか細かいところまで、理解のところまで私はちょっと行かなかったんですけども、今後はぜひとも、さっき言ったツール、デジタルツールの部分もあるだろうし、使える方、使えない方、ラジオの非常に有効性もあると思いますので、その辺をよくやっていただきたいなというふうに思います。

もう1点、ちょっと聞き逃したんですけど、このマップのところ、新規に子局が新たに今回は追加は特にされなかったんですけど。

○鈴木（道）委員長 永井生活安全課係長。

○永井生活安全課係長 今回につきましては、基本的には、今現在、子局が立っているところを有効活用させていただく方向で進めさせていただいております。ただ、数局でございまして、若干位置の変更をさせていただいているところはございます。

○鈴木（道）委員長 深谷委員。

○深谷委員 これまでもいろいろ音がというところがあって、その辺は点検しながら追加もされたということで、単純にこのマップ的なエリアを見る部分の、比例分布というわけではないんですけども、現状であれば、その辺の音声なり、これまでの課題は現状の中でクリアされているので、多少の位置変更はあるにしても、おおよそは既存の形でということよろしいですか。

○鈴木（道）委員長 永井生活安全課係長。

○永井生活安全課係長 おっしゃられるとおり、基本的には既存の形を継続するような形で、ただ海岸部や沿岸部など災害リスクが高いところについては、音声により届くようにというこ

とでの工夫のほうも入れさせていただいております。

○鈴木（道）委員長 深谷委員。

○深谷委員 ぜひとも、これからコロナも落ち着いてくれば、また観光とか、海岸地区という部分はやっぱり人の出入りとか車の出入りも多いのかなというところもありますので、ぜひとも、この契約ということではないのかもしれませんが、検討していただければと思います。

以上です。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ございますか。井坂（章）委員。

○井坂（章）委員 初歩的な質問になるんですけど、この戸別受信機の普及状況というんですか、必ずしも100%ではないと思うんですけど、どのぐらい普及しているのか、また、その点、課題などもあるのか、その辺お伺いしたいと思います。

○鈴木（道）委員長 鈴木生活安全課長。

○鈴木生活安全課長 こちらのほうの戸別受信機については、JCOの事故があった際に、戸別受信機を全戸に配布するという形で行っております。これは全国的にも珍しいケースというふうな形になると思います。実際そのときに配布したのが6万を超える数ということです。今現在に至っては、正直な話、その戸別受信機がどういうふうになっているかということ自体は正確には分かりません。ただし、今、毎日故障したとか、いろいろな状況を年間1,000台ぐらい交換しているような状況からすると、多分、今あるのは、全世帯、約3万ぐらいは戸別受信機を持っているんじゃないかなというふうに考えています。

ただ、もうほとんど若い世代に関しては、まず窓口に来たりとかやり取りをすることはほとんどありません。ですので、これからは戸別受信機に対して、先ほどもお話しさせていただいた要避難者でありますとか、そういうふうな危険なところにお住まいだとかという方とか、あとは障害をお持ちの方とか、やはりそういう方に対しての戸別受信機を分けていくというふうな、もちろんそれについても調査を取った上で配布させていただいていますが、今後もその辺の窓口とも協議をしながら配布に努めていきたいというふうに考えています。

○鈴木（道）委員長 井坂（章）委員。

○井坂（章）委員 よく分かりました。ただ、必ずしも100%普及しているわけではないという一つの課題が明らかになったような気がしますけれど、じゃ、希望者については新たに設置をさせることができるという、そういう理解でよろしいのですね。

○鈴木生活安全課長 はい。

○井坂（章）委員 分かりました。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木(道)委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第85号 文化会館屋上防水・外壁改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。白土市民生活部長。

○白土市民生活部長 議案第85号 文化会館屋上防水・外壁改修工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。失礼ですが、着座にて失礼します。

契約の内容につきましては、一般競争入札によりまして、契約金額3億2,114万5,000円、契約期間は令和5年6月24日までとして、マスダ・矢口特定建設工事共同企業体と契約を締結しようとするものであります。

工事の内容についてであります。屋上防水の改修と外壁の改修の2つの工事をまとめて行うものでございます。

まず、屋上防水の改修についてですが、経年劣化によりまして防水シートの破損や雨漏りなどが見られることから、既存の防水シートを補修し、その上から全面的な塗膜防水を行うものであります。

次に、外壁の改修についてであります。外壁を覆っているタイルに浮きやひび割れが見られることから、全館に足場を設置し、タイルの浮きの補修を行うとともに、雨水の浸入防止、壁面を保護するための保護剤を塗布するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○鈴木(道)委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 この文化会館の工事というのは、いわゆる長寿命化対策として今後築80年くらいまで使おうとしての工事なのか、もうやむにやまれず急遽やる工事なのかというところを教えてください。

○鈴木(道)委員長 鬼澤生涯学習課長。

○鬼澤生涯学習課長 今回の工事は、経年劣化によりまして雨漏りなどが発生しているために工事を実施すると計画しているものでございます。

○鈴木(道)委員長 宇田委員。

○宇田委員 そうすると、現在、公共施設のマネジメントということで計画しようとしておりますが、文化会館についても、今後80年ほど使うのか使わないのかというところは今後決めるということになるのでしょうか。

○鈴木(道)委員長 鬼澤生涯学習課長。

○鬼澤生涯学習課長 当然そういった形になってくると思います。

○鈴木(道)委員長 宇田委員。

○宇田委員 文化会館の今の築年数について最後にお聞きします。

○鈴木（道）委員長 鬼澤生涯学習課長。

○鬼澤生涯学習課長 すみません、もう一回、聞こえなかったなので、お願いします。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 築年数です。

○鈴木（道）委員長 鬼澤生涯学習課長。

○鬼澤生涯学習課長 文化会館は昭和59年に開館しました。ですので、今年度で38年経過しているという形になります。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ありますか。深谷委員。

○深谷委員 今の部分と、防水シート、修復してコーキングみたいにするのかなという気がします。これは大体何年ぐらいということで、この仕様の段階では、業者との保証年月日というのはどのぐらいなんですかね。

○鈴木（道）委員長 鬼澤生涯学習課長。

○鬼澤生涯学習課長 こちら、屋上の防水のほうなんですけど、前回実施したのが平成15年、19年前になるんですけども、今回もこの防水工事を行ったことによって20年という耐用を見込んでおるところです。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ありますか。大内（健）委員。

○大内（健）委員 一般競争入札の件でお伺いします。

今回、3億円の入札だったんですが、応札企業が1社のみという形を聞いております。その辺についてご説明いただければと思います。

○鈴木（道）委員長 永井契約検査課長。

○永井契約検査課長 先ほども1社応札についての考え方について述べさせていただきましたが、こちらとしましては、まず入札の段階で競争ができる環境を整えるというのが最も重要だと考えております。その後、やはり業者さんそれぞれの考え方がありますので、結果として一社になったというのは残念なところではございますが、これはこれで競争が働いたものと考えざるを得ないと考えております。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第86号 消防ポンプ自動車購入売買契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を願います。白土市民生活部長。

○白土市民生活部長 議案第86号 消防ポンプ自動車購入売買契約の締結についてご説明申し上げます。失礼して、着座をさせていただきます。

契約の内容につきましては、指名競争入札によりまして、契約金額4,356万円で、ジーエムいちはら工業株式会社と契約を締結しようとするものであります。

購入車両につきましては、中根地区の第10分団車と湊泉町地区の第16分団車の2台になります。現行の車両につきましては、いずれも平成9年に購入したもので、25年が経過しており、経年劣化と故障時の部品調達が困難になっていることから、更新するものであります。

車両の仕様につきましては、消防ポンプ自動車CD-I型の標準艤装に本市が指定する装備や付属品などを加えたものでございます。

なお、消防団の消防ポンプ自動車につきましては、これまで市が車両の各装備や付属品について仕様書を作成し、車両の艤装による製造の請負として扱って発注、契約をしておりました。今般、消防ポンプ自動車の装備につきましては標準的となってきたことから、今回から備品購入として発注、契約することとし、2,000万円を超える契約案件であることから、提案するものでございます。

説明は以上でございます。審議のほどよろしくお願いいたします。

○鈴木（道）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定をいたしました。

以上で議案の審査を終了します。

次に、新たに付託されました請願2件の審査を行います。

初めに、請願第30号 人事委員会設置に関することについてを議題とします。

請願につきましては、お手元に写しを配付しております。

請願第30号について事務局職員に朗読をさせます。佐藤主幹。

（事務局朗読）

○鈴木（道）委員長 それでは、何かご意見等ありましたら発言を願います。深谷委員。

○深谷委員 まず、ちょっと整理という意味で、ここにも書いてありますが、人事委員会と公平委員会の設置に関しての内容と、本市の今の実際の状況をまずお伺いしたいと思います。

○鈴木（道）委員長 西野総務課長。

○西野総務課長 人事委員会と公平委員会の設置につきましては、公務員は憲法で全体の奉仕者と定められておまして、職務の遂行に当たっては、中立・公正性が強く求められております。このため、地方公務員法に基づき、人事行政に関する公正の確保及び地方公務員の利益の保護等に関する事務をつかさどる中立第三者機関として人事委員会、または公平委員会を設けることとされております。

地方公務員法では、都道府県及び指定都市は、条例で人事委員会を必ず設置しなければならないとしています。これを除く人口15万人以上の市は、条例で人事委員会、または公平委員会を設置することができるとしております。

本市におきましては、効率的な行政運営の観点から公平委員会を設置しており、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する審査・措置、職員に対する不利益な処分についての審査・裁決及び職員の苦情などの事務を行っているのが現状でございます。

○鈴木（道）委員長 深谷委員。

○深谷委員 分かりました。僕もいろいろ調べた中で、人事委員と公平委員のいろいろな用途によって変わっていくということなので、再度その目的というところをいま一度確認したいと思っておりますので、その辺についてお伺いしたいと思います。

○鈴木（道）委員長 西野総務課長。

○西野総務課長 人事委員会と公平委員会の設置の目的なのですが、大きく2つございます。

1つは、人事行政の公正の確保でございます。縁故や政治的な影響など、不当な干渉を排除しまして、能力本位で公正な人事管理を行い、憲法15条に規定する全体の奉仕者として職務を全うさせるということでございます。

もう一つは、労働基本権制約の代償機能でございます。公務員は、労働基本権、争議権が制約されておまして、不遇、不満に関する抗議行動ができません。その代償としまして、委員会が中立的な立場で審査・処理等を行うこととされております。このことは、昭和48年4月の最高裁大法廷の判決においても示されております。

以上が人事委員会と公平委員会の設置目的でございます。

○鈴木（道）委員長 ほかにご意見等ございますか。井坂 章委員。

○井坂（章）委員 先ほど人口15万人以上でも人事委員会を設置することができるというような表現もありましたけれど、人口15万人以上で、大体およそ、大都市でも50万以上になるとちょっと桁が大きいかなという気はするんですが、30万ぐらいの間にある都市の中でこの人事委員会なるものを設置している地方自治体はあるのか、その辺の状況をお伺いします。

○鈴木（道）委員長 西野総務課長。

○西野総務課長 全国の15万以上の市でどれぐらい人事委員会を設置しているのかというご質問かと思うんですが、現在、15万以上の市、先ほども説明しましたように、都道府県と政令指定都市は設置義務がございます。指定都市を除く人口15万以上の市というのは、全国で現在140市ございます。そのうち、人事委員会を設置しているのは、人口36万人の和歌山市のみとなっております。そのほかの139市においては、公平委員会を設置しているとい

うのが現状でございます。

○鈴木（道）委員長 井坂（章）委員。

○井坂（章）委員 先ほど労働争議等、そういうことに対応するための公平委員会の設置などで足りているというようなお話もありましたけれど、ということは、ひたちなか市においても公平委員会で大体処理できているというふうに理解してよろしいわけですか。

○鈴木（道）委員長 西野総務課長。

○西野総務課長 本市も、公平委員会のほう、3人の委員さんで行っているわけなんですけど、公平委員会の事務も先ほど説明しておるとおりでありますし、その辺の事務、業務のほうは十分処理できていると本市では認識してございます。

○鈴木（道）委員長 井坂（章）委員。

○井坂（章）委員 そうしますと、人事委員会を新たに設置する場合に、どのような制度というか、人員配置しなければならないとか機構を設置しなければならないとか、いろいろあると思うんですけど、その辺のところを具体的にお聞きできればと思います。

○鈴木（道）委員長 西野総務課長。

○西野総務課長 当然、人事委員会を設置しますと、人事委員会の独立した事務局を設置するようになってございます。参考までに、先ほど人口15万以上で設置している和歌山市なんですけど、和歌山市の人事委員会については、職員を現在7名配置してございます。今年度の当初予算の人事委員会事務局の予算なんですけど、7,245万6,000円ほど予算のほうは計上してございます。

○鈴木（道）委員長 ほかに。関連であれば。井坂（章）委員。

○井坂（章）委員 答弁ありがとうございました。そういう意味では、新たなる財政の負担が生じるということになりますね。15万ぐらいのところでもしやろうとすると、人員的にはどのぐらいの人を配置するようになるのか、もし分かっていたら教えていただきたいと思います。

○鈴木（道）委員長 川崎総務部参事兼人事課長。

○川崎総務部参事兼人事課長 それで、人事委員会の業務ですが、主に採用試験とか、あとは給与に関する勧告とか、そういった業務が加わってきますので、今、人事課で行っている採用試験や、またそういった給与の改定にプラスして、給与の勧告に当たっての調査、そういった業務が新たに加わりますので、先ほどの和歌山市で7名でしたけども、7名まではいかないまでも、やはり5名から7名、そのぐらいは必要かとは思ってございます。

○鈴木（道）委員長 ほかにご意見ございますか。では、薄井委員。

○薄井委員 今回の請願につきまして、今、執行部からの説明等々を聞きますと、この請願の趣旨と照らし合わせますと、人事委員会としては、人事に関する不当な干渉を排除しながら、先ほど答弁あったように、労働基準権の制約の代償機能を果たすための中立な機関であるということなのであれば、決して市民からの意見とか要望を給与とかあるいは決定権とかの懲戒権に反映させるようなものではないというふうに認識したので、今回の趣旨からすると、これを設置することによって市民に対する業務の質の向上となるというふうになるんですけど、こ

ういうふうなものを照らし合わせると、決してこの人事委員会の設置の目的と請願の趣旨が一致していないのかなというふうに私自身は感じております。

○鈴木（道）委員長 ほかにご意見ございますか。大内（健）委員。

○大内（健）委員 ただいまご説明をいただきまして、ありがとうございます。

15万人以上140市の中、和歌山市だけが設置という形なんですけど、人事委員会を設置した場合、様々な、もちろん今の公平委員会で賄われて、また人事委員会を設置したらこれができるというのももちろんあると思うんですよ。いわゆる能力や実績による人事管理、これはやられていると思います。人材の確保や育成、もちろんこれも進めております。ただ、やはりこれから女性の公務員の採用、また登用の拡大とか、また適正な給与制度の実現、これなんかも進めていると思いますが、また今課題となります働きやすい勤務環境の実現、また職務に関する倫理の保持、また災害補償や不利益処分等の救済、様々な観点から、人事委員会をつくれれば、今ある公平委員会の枠を超えた中で様々な活動が幅広く職員の皆様に浸透していくものができるものかなと思います。その点どのようにお考えになりますでしょうか。

○鈴木（道）委員長 西野総務課長。

○西野総務課長 ただいまの大内健寿議員のご意見なんですけど、ただいま大内（健）議員がお話ししたのが人事委員会を設置した際のメリットというか、いい面なのかなということで、当然、規模の大きい都道府県であるとか政令指定都市では設置が義務づけられているということでございます。

なぜ人口15万人以上というところで区切っているかというのは、恐らく、先ほども言ったように人員的な配置の問題、あるいは予算規模の問題もありますので、本市としては、現在、15万をちょっと超えるところで、先ほども深谷議員の説明で答弁させていただきましたが、効率的な行政運営の観点とした場合、やはり人事委員会を設置してのメリットと、ひたちなか市、この15万を超える人口規模で、その中で設置するのと、このまま公平委員会で運営を続けていく、その辺を総合的に勘案して結論を出すというか、設置をするのがよろしいんじゃないかというふうに執行部では考えてございます。

○鈴木（道）委員長 大内（健）委員。

○大内（健）委員 ありがとうございます。やはり社会経済情勢というのは常に変化している状況でもあります。今回の趣旨、請願の趣旨にも、人事委員会の設置が可能であるとあります。できれば、今後、多くの職員が定年に達していきます。そういった部分でも、民間企業との交流等含めて、職員の質を高める、そういった部分でも、個別に人事委員会を設置して前向きに対応していくというのがよろしいんじゃないか、という意見です。

以上です。

○鈴木（道）委員長 ほかにご意見ありますか。井坂（章）委員。

○井坂（章）委員 たしか総合計画で、本市の人口の推定の予測で、多分、数年後には15万を切っていく、14万の後半ぐらいになっていくというような説明が以前ありましたよね。そ

れで思うと、そういう状況であれば、15万を割るということについて考えると、現実的な対応で考えれば、ここで何でもかんでも人事委員会ということになる必要はないんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺のところはいかがですかね、人口動態的に見て。

○鈴木（道）委員長 小倉総務部長。

○小倉総務部長 やはり今ご指摘のありましたとおり、何とか今人口15万人を維持しようということで頑張ってはおりますけども、日本全体の人口が減っていくという中で、将来的な見通しとしてはやはり減っていかざるを得ないと、15万人をほどなく切っていくだろうというような予測をしておりますので、そうしたときにまた要件を満たさなくなるといったような状況もありますので、その辺は、今後の推移見通しというものも踏まえた上でご判断いただければなというふうに考えています。

○鈴木（道）委員長 ほかにご意見ございますか。大内（健）委員。

○大内（健）委員 今の15万人の人口の維持という形で、全国的に高齢化が進んで、人口減少が進んでおります。ただ、本市としては人口を15万人維持すると、そういう中長期計画の中でも15万人の維持というのを表明しております。やはり15万を維持するためにも、働く職員、またそういった部分で、人事的な公正な部分、そういった部分を充実させていかなければいけないんじゃないかなと私自身は考えるんですが、どのように思いますでしょうか。

○鈴木（道）委員長 西野総務課長。

○西野総務課長 ただいまの大内健寿議員の15万人を維持するため、当然、先ほど部長が答弁しましたように、今、本市は15万人を維持するというところでいろいろな取組のほう、政策を展開してございます。先ほどもご答弁申し上げましたとおり、そもそも地方公務員法、この人事委員会がうたわれている地方公務員法は、昭和25年、大分古い法律なんですけど、そもそも公務員の職員を、先ほども争議権の話しましたが、職員をどちらかという、争議行動ができませんので、抗議行動ができませんので、職員を保持するというか、職員にどちらかという寄り添った法律であると私どもは認識してございます。ですので、先ほど人事委員会の当然設置のいいところというのは大内（健）議員のほうでお話ありましたが、それも含めて、職員に寄り添っているというか、そういう法律でありますので、私どもとしましては、今回の請願の趣旨と、ちょっと先ほど薄井議員が言われたような、目的が、趣旨が違ってくるんじゃないかなというふうに認識してございます。

○鈴木（道）委員長 加藤委員。

○加藤委員 今、様々ご説明もいただきまして、皆様のご意見があったんですけども、先ほどの執行部の説明によりますと、この人事委員会の目的というのは、やはり職員に寄り添ったというのが目的ということも理解をさせていただきました。そこからすると、やはりこの請願の趣旨とはちょっとずれが生じてくるのかなという感じもいたします。

もし分かればなんですけれども、現在設置をされている都道府県とか政令都市になるんでしょうけれども、この請願者がおっしゃっているような市民の意見とか要望を給与の決定や懲戒の行使に反映させるとか、そういった具体的な事務というか、そういう事例があるのかどうか、

もし分かればと思うんですけども、どうでしょうか。

○鈴木（道）委員長 西野総務課長。

○西野総務課長 ただいま人事委員会のほうで市民のほうの意見、要望等を給与とか、そういうのに反映できる事例があるのかというご質問かと思うんですが、先ほども説明しましたとおり、人事委員会は、任命権者の人事権の行使が法令的に基づき適正に行われているかをチェックする中立的な機関でありますので、市民からの意見、要望を給与などの決定や懲戒権の行使に反映させることを目的に設置するものではございませんので、そういう事例のほうは把握してございません。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 そうしますと、この請願者が求めている願意というのは、職員の意識向上を図ることです。そして、市民に対する業務の質の向上を求めているというところが大きな点だというふうに理解しています。そのために人事委員会を設置してほしいということなんですが、今までの議論で、人事委員会の設置目的自体がそういうものではないということですので、そこは理解をいたしました。

この請願者の職員の意識向上、市民に対する業務の質の向上というものは受け止めつつ、人事委員会の設置というのは、やっぱりそれが目的を達するものにつながらないということで、この請願自体は採択ということではないというふうに理解しております。

○鈴木（道）委員長 ほかにご意見ございますか。深谷委員。

○深谷委員 先ほど執行部のほうからいろいろ説明を受けた中で、自分も調べた中でということと、請願の部分の切取りのなところを見ると、委員さん、全委員から出た中では、様々なメリットというのも人事委員会をやることによってあるよと。ただ、その反面の、リスクというわけではないですけども、費用に対しても多額の金額がかかって、それをつくることによってのバランスがどっちかなというのもちょっと感じつつ、やっぱりもう少し、趣旨とというだけではなくて、委員さんからもいろんなメリットというのもあったので、その辺も含めて、また本市の15万人という人口に対しての、非常にシビアなところを走っているのが本市でもあるということで、我々もそれは認識していますので、その辺を踏まえて、再度、もうちょっと時間をいただいて、今、2つか2つ半に分かれているみたいな形がありますので、ぜひとも今回継続させていただいて、その間を利用して、今回出た委員の内容とか、執行部の見解とか、新たなものをまたちょっと調査研究するというので、継続ということで検討していただければなというふうに思います。

○鈴木（道）委員長 井坂（章）委員。

○井坂（章）委員 先ほど本市の人口状況であるとか全国的に人事委員会の設置状況をお伺いしたのは、客観的にこういうことを採択することはどうなんだろうということのを少し判断するためにお聞きしたわけでありまして、答弁を聞いているうちに、やっぱり人事委員会の目的とこの中で求めていることの、真意はよく分かったんですけども、ちょっと方向性がずれているということもあり、根拠がちょっと成立しないような気がしますので、これは否決したほう

がよいと私は思っております。継続する理由はないと思います。

○鈴木（道）委員長 暫時休憩します。

午後 2 時 4 4 分 休憩

午後 2 時 4 9 分 再開

○鈴木（道）委員長 委員会を再開します。

井坂（章）委員。

○井坂（章）委員 私は、もう先ほど言いましたように、これは今回で否決してもいいとは思っておりましたけれど、議論があり、各派に持ち帰って議論をした上で再度結論を出したいというところについては尊重をしたいと思いますので、継続でいいかなというふうに考えております。

以上です。

○鈴木（道）委員長 ほかにご意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 それでは、本件は慎重審査をする必要がありますので、閉会中の継続審査とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 異議なしと認め、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

続きまして、次に、請願第 3 1 号 地方公務員法の服務修得に関することについてを議題とします。

請願書につきましては、お手元に写しを配付しております。

請願第 3 1 号について事務局職員に朗読をさせます。佐藤主幹。

（事務局朗読）

○鈴木（道）委員長 それでは、何かご意見等ありましたら発言を願います。大内（健）委員。

○大内（健）委員 それでは、こちら、請願の内容のまず地方公務員のサービスを修得についてですが、どういう形でこれを職員の皆様、徹底しているかどうか、ご答弁をお願いします。

○鈴木（道）委員長 川崎総務部参事兼人事課長。

○川崎総務部参事兼人事課長 サービス規律の修得でございますが、地方公務員法に従いまして、職員が職務を遂行するに当たりましては、やはりこちらの規定されているサービス規律を理解して遵守することが大切だと考えてございます。

そのために、まず職員の周知でございますけれども、職員研修におきましてサービス規律の説明を行ったり、また掲示板におきましてサービス規律の各項目について掲示をしたり、また全職員に常に携帯ができるように、職員のサービス規律を記載しましたカード、こちらを携帯できるように、全職員に配ってございます。こういった機会あるごとに周知徹底を図ってございます。

○鈴木（道）委員長 大内（健）委員。

○大内（健）委員 ただいまご答弁いただきました職員研修についてですが、その職員研修は、

ほとんどの職員が受けられるチャンスといえますか、制度になっているかどうか、お願いいたします。

○鈴木（道）委員長 川崎総務部参事兼人事課長。

○川崎総務部参事兼人事課長 職員研修でございますけども、こちらのサービスの説明につきましては、まずは主に階層別研修で若手職員の初級研修とか中級研修、こういったところの研修で、前段を使いまして服務規律の説明をしてございます。

○鈴木（道）委員長 ほかにご意見ございますか。井坂（章）委員。

○井坂（章）委員 この文面の中で、9項目並べた後に、最後のところに「市民の税金の無駄遣いとなる行為が減ることとなるので、罰則のある条例制定を求める」というふうにありますけれど、この罰則というのはちょっと引かかるような気がするんです。地方公務員法ですから、多分、罰則規定のようなものは既に設定されているのではないかというふうに思うんですが、その辺のところはどうなっていますか。

○鈴木（道）委員長 川崎総務部参事兼人事課長。

○川崎総務部参事兼人事課長 まず、地方公務員法におきまして、第29条に懲戒が定められてございます。こちらにつきましては、今回のサービスを含めて、地方公務員法に違反した場合には、免職を含めて重い懲戒処分を科すことが既に定められてございます。こちらの基準に従いまして市のほうでも条例や規則、規程におきましてこれらの具体的な基準を定めておりまして、それに従いまして懲戒処分等も行ってございます。

○鈴木（道）委員長 井坂（章）委員。

○井坂（章）委員 ありがとうございます。確かに第29条でそういう罰則的なものが設定をされているということで、これはこれできちっと厳しいものがあるというふうに理解をしておりますけれども、それがあの中で、あえてここで罰則を求めるということの意味はあるのかということちょっと聞きたいと思うんですけれど、その辺のところはどうなんでしょうね。

○鈴木（道）委員長 川崎総務部参事兼人事課長。

○川崎総務部参事兼人事課長 先ほども申しましたとおり、既に懲戒処分等で職員の地方公務員法に関する非違行為等はこういった規定がございますので、さらに加えて新たな条例を定める必要はないのではないかと考えてございます。

○鈴木（道）委員長 ほかにご意見等ございますでしょうか。薄井委員。

○薄井委員 これは私の今のやり取りの中の感想といえますか感じたことですが、この請願の趣旨の中では、市の職員がサービスを修得していない、ほとんどの職員が修得していないということで、そのために最終的には罰則のある条例を求めるということですが、今のやり取りの話の中でも、もう既にサービスに関する市の条例についてきちっと条例で定めていると。また、研修等も行って、機会あるごとに周知しておりまして、また、ここにある、29条において、先ほど話したように、サービスの規律に関する条例を含めて、地方公務員法に違反した場合には、免職を含む重い懲戒処分をすることができるということで、もう既に罰則となる条例をされているので、ここで新たにといえますか、もう既にこういうものは設置されているので、請願の趣

旨と目的が一致していないというふうに感じるところであります。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 先ほどのサービスの修得のための取組ということで課長から答弁いただきましたが、私は、階層別の研修をしたりですとか、掲示板にサービスを貼り付けたりサービスの書いたカードを持ち歩くというのは形式的なことであって、やはりその場その場で今の市民に対する対応はどうだったのかとか、そういうことが日常的に職員間で話し合われて反省したり次につなげたりという、そういう取組が必要じゃないかというふうに思っておりますけども、その辺りはどうお考えでしょうか。

○鈴木（道）委員長 川崎総務部参事兼人事課長。

○川崎総務部参事兼人事課長 今言われましたとおり、サービスに限ってはないんですけども、やはり職務上、日々の反省点、改善点、そういったものは常に職場で話し合ってそれを向上して改善していくのが大切だとは考えていますので、人事課のほうで階層別研修等をやっていますが、やはりその辺の職場でのそういった研修、職場内研修ということになりますけど、そういったのも大切じゃないかと考えてございます。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 先ほどの請願30号の中での——同じ請願者ですので、同じ気持ちで請願されているんだと思うんですが、職員の質の向上、市民に対する業務の質の向上とかということで、この請願第31号でも、それによって市民の税金の無駄遣いとなる行為を減らしたいんだという思いというのは受け止めたいと思っております。しかしながら、そのために罰則付きの条例制定ということになりますと、先ほどからの質疑の中でも、既に懲戒まで含めた罰則規定があり、市できちんと定めているということからしますと、やはりこの請願者が求めている目的とそのための方法というものがやっぱりちょっとつながっていないんじゃないかというふうに私は理解するところです。

○鈴木（道）委員長 ほかにご意見ございますか。深谷委員。

○深谷委員 この中の部分で、抜粋ですけど、「市民からの間に対し、回答できないことは取得していないことになり」、恥じるべきだということで、市民からの声というのは、恐らくこれまでもいっぱい来て、いろんな形があると思うんですけど、直接言ったり、メールとか手紙とか、私が受ける部分には真摯に答えているのではないかなという気はします。ただ、できるできないというのは当然ありますから、そういうことも踏まえると、ちょっと乱暴といえますか、ちょっとそこに対しての部分に関してはこの内容が現状とちょっとマッチングしないなど、我々、特に市民と接している人間からするとということ。また、サービス修得についても、私も民間の会社ですけども、暗記するということではなくて、ただやっぱりその意識を持つということが非常に大切で、そこからそういうものが自然と身につくということもありますので、本市にとってはきちんとやられていると。

最後に、さっき皆さんから言われているように、罰則に関しても既に規定があって、新たな罰則というのはどういうものかというのがちょっと理解はできないということもありますので、

この件に関しては不採択ということの方向でやっていただければというふうに考えております。

○鈴木（道）委員長 ほかにご意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 では、なければ、ただいま採択に関するお話が出ました。不採択に対するご意見が出ております。こちらにつきましてまず皆様にお伺いしたいんですが、こちらの内容について、今回この場で採択、不採択を決定することに異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 分かりました。

それでは、これより討論を行います。討論ありませんか。薄井委員。

○薄井委員 今回の請願は、不採択の立場で討論をさせていただきます。

先ほどからお話ありますように、まずこの請願の内容につきましては、服務規則に関する9か条を修得するための罰則付きの条例を求めていると思いますが、その中で、先ほどからのように、本市においては、地方公務員法に定められている服務規定を遵守するために、きちっと必要な事項の条例、あるいは規則等を定めています。そして、服務規則の周知についても、きちっと定期的に、機会あるごとに職員の研修あるいは説明、庁内掲示板等を使って、全職員に配布するなど、周知を徹底していると。

そんな中で、この29条において、服務規則に関する条例を含めた地方公務員法に違反した場合には、免職を含む重い懲戒処分をすることができるとされており、その具体的な基準については市の規程において既にもう定められているということから、ここで新たに罰則のある条例を制定する必要はないと考え、不採択という立場での討論をさせていただきます。

○鈴木（道）委員長 ほかに討論ございませんか。宇田委員。

○宇田委員 私も、この請願には不採択の立場で討論したいと思います。

この請願者が求めている職員の意識の向上やサービスをしっかり修得して、市民の税金の無駄遣いとなる行為はもう減らしてほしいという思いはしっかり受け止め、市職員の皆様にも、本当に日々の市民との対応について常に振り返りながら、温かい市民との対応に心がけていただきたい、そういう力量をどんどんつけていっていただきたい、幹部の皆さんにはそういうところでリーダーシップを執っていただきたいという思いを伝えつつも、罰則のある条例制定までは必要でないというところで、不採択が望ましいというふうに思っております。

○鈴木（道）委員長 ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本件は採択すべきものとすることに賛成の委員の起立を願います。

（賛成者起立）

○鈴木（道）委員長 起立少数です。本件は不採択とすべきものとするに決定いたしました。

以上で請願の審査を終了します。

暫時休憩します。

午後3時8分 休憩

午後3時10分 再開

○鈴木（道）委員長 これより再開します。

次に、執行部より説明の申出がありますので、所管事項説明に入ります。

ひたちなか市デジタル化推進アクションプラン（令和4年度～令和6年度）の策定について執行部より説明願います。森山企画部長。

○森山企画部長 過密日程の中、お時間をいただき、誠にありがとうございます。

○鈴木（道）委員長 着座にてお願いします。

○森山企画部長 それでは、失礼します。着座にて失礼いたします。

4月に行われました所管事務調査、本市のデジタル変革についてのご説明させていただきました市のデジタル化推進アクションプランの策定、7月に行いましたので、その概要についてご説明をさせていただきます。また、所管事務調査におきまして、アクションプランに併せてということでお求めのございました本市の行政手続のオンライン化の状況につきまして、関連する項目の中で併せてご説明させていただきます。

それでは、お手元のアクションプランの1ページをお開き願います。

まず、1の策定目的であります。本年2月に策定いたしましたデジタル化推進指針では、「いつでも・どこでも・安全に デジタルでつながる人とまち」を基本理念として掲げまして、この理念を達成するために、4つの基本方針と推進事項を定めているところであります。アクションプランは、この基本方針、推進事項を実現するための具体的な実行計画として策定をいたしました。

次に、2の計画期間でございますが、令和4年度から6年度までの3年間の計画となっております。これは、近年、情報化の進展が著しいことから、情報通信技術の向上や社会情勢の変化などに柔軟に対応するため、3年を計画期間として毎年度見直しを行うローリング方式としております。

次に、2ページをお開きいただければと思います。

こちらのほうで、3ということで、アクションプランの体系図ですが、基本理念、4つの基本方針、7つの推進事項、30の取組事項を記載しております。取組事項には、重点的に取り組むものには「重点」と、そして今年度の新規の取組は「R4新規」と記載させていただいております。

次に、3ページをご覧くださいまして、4点目の重点取組事項ですが、アクションプランでは、市民向けの取組と職員向けの取組それぞれ1点ずつ、2点を重点取組事項として位置づけさせていただいております。

1点目は、市民向けの取組である行政手続のオンライン化であります。これは、マイナポータルやいばらき電子申請・届出サービスなどを活用し、市民の方が市役所に行かなくてもいつ

でも行政手続ができるようになることで、市民に利便性の向上を実感していただける取組であります。また、手続によっては対面での手続がなくなるなど、感染症対策の効果も見込まれることから、重点取組事項として位置づけをしております。

2点目は、職員向けの取組でありますA I・R P Aの利用促進であります。国は、令和7年度を目標として、住民記録や税などの基幹系業務システム、20業務ございしますが、これを国の標準仕様に準拠したシステムに移行することとしております。この移行に伴いまして本市用にこれまでカスタマイズしてきたシステムが使えなくなりますことから、業務手順の見直しが必要となってきます。そこで、これらに対応するため、各種申請書のシステムへの入力など、職員が同じ動作を繰り返すような定型的な作業を中心に、A I、R P Aを活用して業務効率化することで、職員はより難易度の高い業務に専念をし、高い水準の行政サービスの維持を目指すものであります。また、業務の効率化を進めることで、職員のワーク・ライフ・バランスの改善や時間外勤務手当の削減も見込まれることから、重点事項に位置づけております。

次に、4ページをお開き願います。

5点目の取組事項でございますが、4つの基本方針の下、30の取組事項を掲げております。それぞれの取組事項において目標が達成できるよう、各課においてデジタル化に取り組み、そして情報政策課がサポートを務める体制としております。

取組事項につきましては、主だったものの概要をご説明させていただきます。

まず、基本方針①の市民サービスデジタル化で、重点取組事項でございますが、4ページ冒頭にあります行政手続のオンライン化であります。国が制定した自治体D X推進計画では、国民の利便性向上に資する手続とされた27の手続について、マイナンバーカードを用いたオンライン手続が可能となるようシステム改修を行ってまいります。そのほかの手続につきましても、ぴったりサービスや茨城県と県内市町村が共同運用しているいばらき電子申請・届出サービスを利用して、積極的に市民サービスのデジタル化を進めてまいります。

この27手続の完了見通しにつきましては、所管事務調査でお求めがありました件ですので、別紙、A4、1枚の行政手続のオンライン化、手続別スケジュール、令和4年度と題した資料をご覧くださいと思います。

こちらには、27手続の一覧として、オンライン化の完了予定時期を示しており、本日現在、8つの手続につきましては完了しているところであります。そのほかの手続につきましては、12月までに14手続、3月までに4手続、計26の手続については今年度内に完了する予定となっております。

なお、ナンバー10の児童手当等の現況届につきましては、法令により、令和4年分からは提出を省略することができることが法令で規定をされておりまして、本市においても、住民記録やマイナンバーを活用した情報連携によりまして受給者の状況を把握できますことから、提出を原則省略する取扱いとしたため、オンライン化は実施しないというふうにいたしました。

それでは、恐れ入ります、アクションプランの4ページにお戻りいただきまして、下の段のマイナンバーカードの普及促進であります。国は、令和4年度末には、本年度末にはほぼ全

国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指しておりますので、本市も、6月末現在、交付率42%となっておりますマイナンバーカードを多くの市民にお持ちいただけるよう、普及促進、利用促進を図ってまいります。

次に、5ページをご覧くださいまして、5ページの一番下、キャッシュレス決済の普及促進であります。従前より市税等の納付書では、バーコードによるスマートフォン決済が可能となっていたところですが、手数料、使用料の支払いにつきましては、本年3月からは市民課窓口におきましてPOSレジの導入、4月からは8課13窓口におきまして統一QRコード「J PQR」を利用したキャッシュレス決済を導入し、市民サービスの向上や感染症対策に努めてきたところであります。引き続き、キャッシュレス決済の対象拡大や普及促進を図ってまいります。

次に、7ページをご覧くださいまして、SNSを活用した情報発信の充実であります。本市のLINEやツイッター等のSNSのアカウント数は11課で24アカウントを使用しており、引き続き登録者数の拡大を目指してまいります。また、今年度は、道路や公園などの不具合について、市民がLINEを使用して市へ連絡できるツールの整備を予定しているところであります。

次に、11ページをお開きいただきまして、こちら、今度は基本方針②に移りまして、地域のデジタル化の中で、施設のオンライン配信環境整備、一番下の段でございます。こちらは、令和4年度新規事業としまして、動画配信などのオンラインを活用した催しが開催できるよう、文化会館、総合体育館、ふれあい交流館、ワークプラザ勝田のホールやアリーナのネットワーク環境を整備するものであります。今年度中に環境整備を行い、来年度からはビデオカメラ等の機材の貸出しも行う予定としております。

次に、12ページをご覧くださいまして、下の段、デジタルデバインド対策でございますが、デジタル活用への理解やスキルが十分でない高齢者等を支援するため、引き続きITサポートセンターの運営、パソコンやスマートフォン・LINE講座の開催、また民間事業者が行う講習会を通して、デジタルデバインド対策に取り組んでまいります。

次に、恐れ入ります、13ページをご覧くださいまして、自治会活動ICT推進の支援であります。現在行っておりますICT環境整備への補助やパソコン・スマホ講座の開催を継続し、引き続き自治会活動のICT活用・推進を支援してまいります。

その下の学校等におけるICT環境の整備と情報教育の充実であります。さらなるICT環境の整備や教員の指導力向上のための研修を実施するなど、ICTを効果的に活用した学習活動の充実を図ってまいります。

次に、15ページをご覧くださいまして、基本方針③に移りまして、行政のデジタル化のうち、情報システムにおける標準化・共通化の推進であります。重点取組事項のAI・RPAの利用促進でも申し上げましたが、国が指定します住民記録や税など20の基幹業務システムにつきましては、7年度を目標に全国一律の標準仕様に移行することとしております。このことにより、制度改正によるシステム改修やセキュリティーに対して市単独で取り組む必要がなく

なるため、コストの削減も期待ができるものであり、7年度に移行が完了できるよう引き続き取り組んでまいります。

次に、重点取組事項であります下段のA I・R P Aの利用促進であります。現在の取組状況につきましては、A Iについては3業務で導入済み、R P Aについては1業務で実証実験を行ってきた経緯がございます。今後は、国のガイドブックや他市町村の事例を参考にするとともに、市では実証実験をA I－O C Rは8月末から2か月間の予定で始めており、R P Aは今後9月末から1か月間行う予定であります。このような取組を通しまして対象業務を精査し、A IやR P Aの導入、利用拡大を図ってまいります。

次に、20ページをお開きいただきまして、基本方針の④情報セキュリティーの強靱化に移りまして、そのうち、より強固な情報セキュリティーシステムの構築であります。行政手続のオンライン化などが進み、業務の利便性、効率性と情報のセキュリティーを両立させていく必要がありますことから、より強固なシステムとなるよう取り組んでまいります。

次に、21ページをご覧いただきまして、情報セキュリティーポリシーの適時見直しでございますが、ハード面で強固なセキュリティーを構築するだけでなく、情報セキュリティーポリシーを適時見直しするなど、職員のセキュリティー意識の醸成を図ってまいります。

説明は以上でございますが、これらの30の事項に今後鋭意取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○鈴木（道）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

以上でひたちなか市デジタル化推進アクションプラン（令和4年度～令和6年度）の策定についてを終了します。

執行部は退席されて結構です。

（執行部退席）

○鈴木（道）委員長 それでは次に、協議に移ります。

協議につきましては、12月定例会までに所管事務調査を行うかどうかでございますが、所管事務調査を行うことで進めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 内容につきまして、委員の皆様、何かご意見等ありますでしょうか。薄井委員。

○薄井委員 正副一任でお願いしたいと思います。

○鈴木（道）委員長 ただいま正副一任の声が出ましたが、正副一任でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 続きまして、日程についてでございます。

現在、日程の予定としましては、11月2日（水曜日）午前10時を現在検討しております。

1 1月2日ですね，2日です。皆様，ご予定はいかがでしょうか。大丈夫ですかね。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 それでは，1 1月2日（水曜日）に行わせていただきます。内容については，また改めて皆様にご連絡をいたします。

続きまして，閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

継続調査申出（案）を配付します。

（資料配付）

○鈴木（道）委員長 それでは，閉会中の継続調査申出について事務局職員に説明をさせます。佐藤主幹。

○佐藤主幹 それでは，閉会中の継続調査申出書（案）についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため，会議規則第111条の規定により，本会議最終日に委員会から継続調査の申出をするものでございます。

案件といたしましては，企画行政について，行財政改革について，税務行政について，市民生活行政についてということで，総務生活委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。

委員の皆様のご了解が得られれば，このような形で提出したいと思います。

説明は以上でございます。

○鈴木（道）委員長 ただいま説明のありました閉会中の継続調査申出につきまして，何かご意見はございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 それでは，この案のとおり提出したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 異議なしと認め，以上のように閉会中の継続調査申出を本会議最終日に提出いたします。

次に，その他に入ります。

初めに，委員の皆様にお知らせをいたします。

定例的に行っておりました定例会終了後の執行部との意見交換会ですが，現在の新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しまして，今年度は見送りをしたいと思っておりますので，皆様よろしく願いいたします。

その他，何かございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 それでは，以上で本委員会に付託されました案件は全て終了しました。

これもちまして総務生活委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午後3時28分 閉会